

## 東京都が行う福祉・介護の専門職育成に関わる制度の充実を求める意見書

東京都はこれまで公益財団法人東京都福祉保健財団や東京都福祉人材センターを通じ、現に福祉・介護業務に従事し、スキルアップのため国家資格取得を目指す方、これから福祉の仕事に関する主な国家資格取得を目指す方などに、助成金交付や修学資金貸付などの施策を通じた支援を行っています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症が拡大し、「エッセンシャルワーカー」は耳目を集め、福祉・介護の現場で働く方々の慢性的な労働人口不足や労働環境や待遇の改善など、課題解決にも関心が寄せられ、東京都のこれらの施策についても一層の充実の期待が寄せられています。

そこで町田市議会は東京都下の福祉介護施設で働く専門職が一層増加し、より良い支援の提供が広がるよう下記の実現を求めるものです。

### 記

#### 1 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・現任介護職員資格取得支援事業について

障害福祉サービス等事業所・介護事業所で働く職員が、対象の国家資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師）の取得に要した経費について法人が負担した場合に、支出した金額の1/2（上限10万円）を助成金として交付することで、職員の国家資格取得を支援しています。しかし、新型コロナ禍で収入が減少している法人もあることから、都と法人の負担割合等を検討され法人負担が低減されるよう努める事。

#### 1 福祉系高校修学資金貸付事業・介護福祉士修学資金貸付事業・社会福祉士修学資金貸付事業について

福祉系高校に在学し将来介護福祉士として業務に従事しようとする方、介護福祉士・社会福祉士の資格を取得しようとする方に修学に必要な学費等を支援金として貸付（無利子）し、都内の事業所・施設で一定期間従事した場合、返還を免除しています。

修学資金貸付事業では正規雇用で3年又は5年、非常勤の場合は年間180日以上で3年又は5年勤務を満たさないと返済免除となりません。しかし、新型コロナ禍で感染拡大防止や利用者の減少等、事業所・施設の都合で自宅待機や勤務日数の減少など、働きたくとも働けない状況で、特に非常勤職員は収入の減少と返済義務によって福祉職に留まるか厳しい判断を求められています。そこで新型コロナ禍で非常勤職員として継続して勤務している方には年間勤務日数を満たしていなくても勤務年数とするなど支援に努める事。

## 1 介護福祉士等修学資金貸付制度について

本制度は介護福祉士と社会福祉士の国家資格のみを対象としています。一方で都が行なっている福祉介護分野の人材育成・支援策では介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師がその対象となっています。そこで都内で働く専門職が一人でも多くなるよう本制度の趣旨に鑑み、精神保健福祉士など、その対象となる国家資格を拡大することに努める事。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。